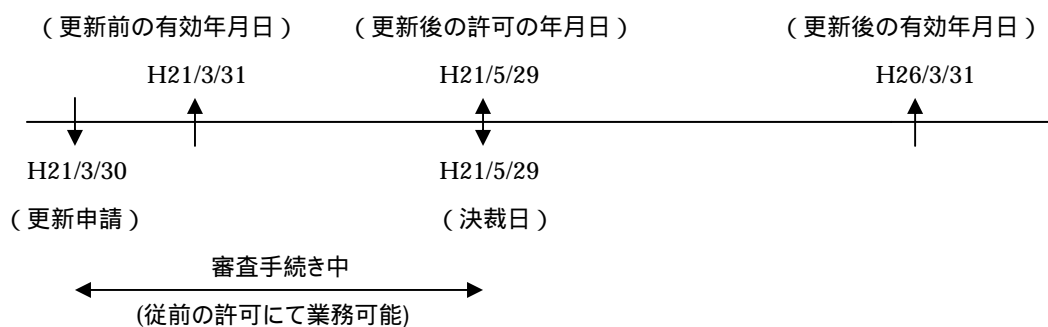


産業廃棄物処理業の許可証の許可有効期限と更新許可日について

【例】

許可の年月日 平成16年4月1日
許可の有効年月日 平成21年3月31日 } の場合において、
平成21年3月30日に更新申請書類を提出され、平成21年5月29日に審査事務が終了した
場合、

許可の年月日 平成21年5月29日
許可の有効年月日 平成26年3月31日 } となります。



許可申請されてから、審査事務に概ね2ヶ月を有します。

申請期間中は、従前の許可にて業を営むことができます。

更新許可処分が決定した場合は、遡及処置(H21/4/1 から更新許可)として許可は途切れることなく有効となります。

有効年月日については、H21/4/1 から起算しますので、5年後のH26/3/31になります。